

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年4月20日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年3月1日	山科区	西野山中鳥井町	—	—	1	平成24年3月1日
	伏見区	石田森東町	—	—	1	
		醍醐東合場町	—	—	1	
		醍醐南里町	—	—	1	
		醍醐京道町	—	—	1	
		醍醐古道町	—	—	1	
平成24年3月2日	山科区	川田西浦町	—	—	1	平成24年3月2日
		川田百々	—	—	1	
		西野山射庭ノ上町	—	—	1	
	右京区	常盤村ノ内町	3	—	—	
		鳴滝蓮花寺町	1	—	—	
		梅津尻溝町	3	—	—	
	伏見区	深草向畑町	—	—	1	
平成24年3月6日	中京区	西ノ京樋ノ口町	4	—	—	平成24年3月6日
		西ノ京西月光町	5	—	—	
	右京区	西院月双町	1	—	—	
		梅津東構口町	4	—	—	
		梅津南町	6	—	—	
平成24年3月7日	山科区	北花山大林町	3	—	—	平成24年3月7日
	伏見区	小栗栖森本町	7	—	—	
平成24年3月9日	北区	紫野今宮町	3	—	—	平成24年3月9日

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年3月9日	北区	紫野東蓮台野町	4	—	—	平成24年3月9日
		南区	西九条猪熊町	—	—	
		吉祥院西ノ庄西浦町	—	—	1	
		吉祥院新田壺ノ段町	—	—	1	
	右京区	梅津南上田町	—	—	1	
		梅津徳丸町	1	—	—	
		梅津前田町	2	—	—	
		梅津林口町	1	—	—	
平成24年3月13日	右京区	梅津東構口町	8	—	—	平成24年3月13日
		梅津構口町	4	—	—	
		梅津南町	7	—	—	
		太秦宮ノ前町	6	—	—	
		太秦中筋町	3	—	—	
		太秦北路町	1	—	—	
		太秦開日町	1	—	—	
		西院日照町	1	—	—	
		西院追分町	1	—	—	
平成24年3月14日	西京区	下津林南大般若町	7	—	—	平成24年3月14日
		下津林大般若町	2	—	—	
		下津林東芝ノ宮町	8	—	—	
平成24年3月28日	南区	唐橋高田町	—	—	1	平成24年3月28日
平成24年3月30日	伏見区	竹田松林町	—	—	1	平成24年3月30日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)